

平成31・32年度の建設工事入札参加資格認定に係る 解体工事の取扱いについて（お知らせ）

平成29年12月25日
尾道市建設部契約課

解体工事業に係る建設業法の許可の経過措置が平成31年5月31日で終了することに伴い、平成31・32年度の建設工事入札参加資格認定において、「解体工事」を希望する場合は、「解体工事業の許可」を受けただうえで、「解体工事の経営事項審査」を次回の入札参加資格申請の日（平成30年秋ごろを予定しています。）までに受けている必要があります。

【解体工事を希望する場合】

	平成29・30年度	平成31・32年度
有効期限	平成31年3月31日まで	平成31年4月1日～ 平成33年3月31日（予定）
必要な入札参加資格	解体工事	解体工事
資格認定に必要な建設業許可	解体工事業またはとび・土工工事業（経過措置適用）	解体工事業
格付けに適用する客観数値	経営事項審査結果通知書の「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」欄の総合評定値	経営事項審査結果通知書の「解体」欄の総合評定値
完成工事高の評価	経営事項審査結果通知書の「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」欄に記載される金額	経営事項審査結果通知書の「解体」欄に記載される金額 ※完成工事高がない場合は申請不可

※入札参加資格当初申請受付終了後に、解体工事業の許可及び経営事項審査の結果通知を受け、入札参加資格の業種「解体工事」を希望する場合は、平成31・32年度の追加申請での対応となります。

問合せ先：尾道市建設部契約課契約係
電話：0848-38-9282